

確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税に関する事項」

の記入に不備があると市民税・県民税の決定に影響がありますのでご注意ください。

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)											
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他				
		配偶者	明大 昭平			同一					
			明大 昭平-令			16					
			明大 昭平-令			16					
			明大 昭平-令			16					
			明大 昭平-令			16					

  

○ 事業専従者に関する事項 (24)											
事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額						
			明大 昭平								
			明大 昭平								

  

○ 住民税・事業税に関する事項											
住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者の 特例	② 配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	③ 給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収(自分で納付)	④ 都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附		

  

送附所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	送附所得を除く所得金額	障害者	その他	基礎・ひとり親
			明大 昭平				

  

事業税	非課税所得など の申告	所得金額	損益通算の特例適用前の 不動産所得	前年中の 開(廃)業 開始・廃止 月日	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額	事業用資産の譲渡損失など	他都道府県の事務所等

  

上記の配偶者・親族・事業専従者 のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者 氏名	給与	一連 番号

  

申告 区分	申告 年月日	所得 種類	申告 金額	税理士署名・電話番号
				( )

①同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族

配偶者が同一生計配偶者で、申告される方本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は住民税の「同一」に○を、扶養親族が16歳未満の場合には「①⑥」の欄に○を記入してください。

②配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

配当所得や株式等譲渡所得を申告し、特別徴収された市民税・県民税がある場合は、その金額を「配当割額控除額」「株式等譲渡所得割額控除額」欄にそれぞれ記入してください。

③給与所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には「特別徴収」欄に○を、給与から差し引かないで納付書などにより自分で納付することを希望する場合には、「自分で納付」に○を記入します。選択がないと、原則全額特別徴収となります。

④寄附金税額控除

市民税・県民税で控除対象となる寄附金（ふるさと納税など）を申告する場合は、寄附金額を記入してください。